

令和2年4月27日

**第1回 リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議  
鉄道局長 冒頭発言要旨**

- リニア中央新幹線静岡工区については、リニアの早期実現と環境への影響の回避・軽減を両立させることを静岡県、JR東海、国土交通省の共通の認識とし、静岡県とJR東海の議論がかみ合わない中、国土交通省が調整役として関与してきたところ。
- このような中で、国土交通省より専門家の先生方からなる会議の設置を提案させて頂き、その後、議論を重ねた上で、本日の開催に至ったところ。
- この会議の趣旨は、本年1月17日に静岡県に申し入れた文書にも記載させて頂いているが、これまで静岡県とJR東海の間で行われてきた議論等の検証であり、特に大きな2つの論点、すなわち「トンネル湧水の全量の大井川表流水への戻し方」及び「トンネルによる大井川中下流域の地下水の影響」について議論することにある。
- また、この会議の場は政治的な議論の場ではなく、科学的・工学的な議論の場であることが前提である。
- リニア中央新幹線は静岡県民のみならず、国民の皆様にとっても大変大きい関心事項である。いたずらに時間をかけるわけにはいかないと考えており、委員の先生方には精力的な議論をお願いしたい。
- また、JR東海には、会議の議論に真摯に対応して頂きたい。

以上

<参考>

○令和2年1月17日付「リニア中央新幹線静岡工区の進め方について（回答）」  
（国土交通省鉄道局長→静岡県中央新幹線対策本部長 静岡県副知事）より抜粋

2. これまでの静岡県とJR東海の議論について

（中略）

- 静岡工区に関する現在の議論は、水資源や自然環境への影響の回避・軽減のための建設主体のJR東海への対応等について、県条例等に基づき貴県自身が検証しているプロセスであると考えられます。

このため、国土交通省としましては、個別の論点について評価をすることは必ずしも適切でないと考えておりますが、議論を見守ってきた私どもとして現状の認識を申し上げれば、重点的に議論が行われてきた水資源に関して、主に、

- ① トンネル湧水の全量の大井川表流水への戻し方
- ② トンネルによる大井川中下流域の地下水への影響

の大きな2点についてのJR東海側の説明に対して、専門部会の委員や県職員の方々等の納得が得られていないものと考えています。

（中略）

3. これからの協議の進め方について

（中略）

- そもそも、「トンネル湧水の全量の大井川表流水への戻し方」や「トンネルによる大井川中下流域の地下水への影響」といった課題は、政策的というよりも、科学的・工学的な課題であり、トンネル工学や水文学等の観点から議論を深める必要があると考えています。

- 貴県や大井川流域市町の一部が、国土交通省以外の省庁の参加を求めておられるということの意味は、我々の理解といたしましては、国土交通省の職員だけでは、そのような科学的・工学的な議論を行うに足る専門性が不十分ではないか、というご懸念ではないかと思われまます。このようなご懸念を払拭するためには、既に提案している三者協議の場とは別に、上記の観点から、残された大きな2つの論点について、他の事例等にも精通したトンネル工学や水文学等の分野の専門家等の有識者からなる会議を設置して、これまで行われてきた議論等を検証し、その結果を踏まえて今後のJR東海の工事に対して具体的な助言、指導等を行っていく方法等が考えられると思ひます。

その人選に当たっては、関係省庁の職員の中に専門的な知見を有する適任者が存するのであれば、そのような方にも入っていただく可能性もあるものと思ひしております。

具体的な方法については、国土交通省が案を作成し、貴県に相談させていただきたいと思ひます。

○令和2年1月30日付「リニア中央新幹線静岡工区の進め方について」

(静岡県中央新幹線対策本部長 静岡県副知事→国土交通省鉄道局長)より抜粋

(前略)

JR東海と県との対話が促進され、中立性・公平性が担保されるものであれば、提案の「会議」を受け入れます。ただし、以下の5つの事項の確保を前提とさせていただきます。

1 会議は、透明であること

会議は、全面公開で行い、静岡県とJR東海のこれまでの対話の内容をよく踏まえた上で、県民にわかりやすい議論が行われること

2 議題は、引き続き対話を要する47項目全てとすること

貴職御提案の2項目だけでなく、生物多様性、水環境等を含むこと

3 会議の目的は、国土交通省によるJR東海への指導とすること

これまでの県とJR東海との間で行われてきた科学的根拠に基づく対話を評価した上で、JR東海に対してデータ等に基づく適切かつわかりやすい説明を促すこと

4 委員選定は、中立公正を旨とすること

これまでの経緯を踏まえて、静岡県の見解を避けずに議論のできる人選とすること

議題に関連する省庁の専門家や県の推薦者(専門部会長等)が委員として参加すること

利害関係者等地元住民の代表者がオブザーバーで参加できること

5 会議の長は、中立性を確認できる者とすること

JR東海の設置した委員会や県の専門部会の委員、利害関係者等を除くこと